

願書記入前に受験案内をよくお読みになったうえで、
出願前に、以下の点について再度ご確認ください。

- ① 「菓子製造業従事証明書」の証明者印が、実印（証明者が個人の場合）か代表者印（証明者が法人等の場合。〇〇代表取締役之印という丸い印影が多い）等登録された印が押印してあること。
社印（社名・団体名のみの印）、角印、認印、スタンプ等は不可。
- ② 「菓子製造業従事証明書」の証明者は、従事先の「菓子を製造する営業」の営業者であること。（受験者本人、血縁者等及び廃業の場合は、「菓子製造業従事証明書の記入について 2 記入上の注意事項」を参照のこと。）
- ③ 従事期間の最終日が、証明日よりも未来の日付になっていないこと。「現在まで」や「〇月吉日」等も不可。
- ④ 「菓子製造業従事証明書」中の従事施設の営業許可内容（許可保健所、許可番号など）が正しく書かれていること。
- ⑤ 「菓子製造業従事証明書」に訂正箇所がある場合は、その箇所に訂正印を押印のこと（証明者が2名の場合は2名分押印必要）。
訂正印は証明者が証明に用いた印であること。
- ⑥ 場合によっては、証明者の印鑑登録証明書を手入・提示できること。
- ⑦ 愛知県収入証紙以外（切手や収入印紙（国））を誤って貼付していないこと。
- ⑧ 受験資格の証明のために卒業証書を持参する場合は、その**写し（コピーしたもの）**も用意すること。
- ⑨ 鉛筆ではなく、黒か青のペンを用いて、戸籍に記載のある字を楷書で丁寧に記入してあること。消せるボールペンも不可。
- ⑩ 受験票宛先面の「様」を消さないこと。

例年、書類不備などにより期限までに願書を提出できない方が多くいます。できるだけ日時に余裕を持って提出してください。